

篠原出羽守殿
奥村河内守殿

七五 能登浦々間役取立之儀 申渡

能州浦々商舟間役之事、内々高岡にも被申上候由にて、兩通之御墨附見届候。然者其地町人饅頭屋任申分申付候條、他國之間役ども聞合、自他之商人共に不致迷惑様に可被申付候。謹言。

卯月廿六日

前田對馬守殿

七六 倉谷金山之儀御定 定

一、金子、倉谷山にて商賣可仕候事。
一、倉谷山三里四方之内見立山仕、金出申に付而者、御案内可申上候事。
一、重倉に金ほり其町屋相立可致商賣候事。

右條々、何様之出入有之共、爲山中令相談相究可申者也。
慶長十七年七月二日

河内
出羽
山城

七七 家中取締之儀御定

御壁書之覺

一、御家中刀之事、侍・小者によらず、柄・鞘かけて三尺七寸、并脇指者柄鞘かけて二尺五寸に御定候。若此外ながく致候者有之候ば、可爲曲言事。
一、をどり并辻すまふ、是又御停止候。自然他國よりかぶきをどりなど相越候共、一切宿借候儀可爲曲言事。
一、於分國中傳馬并追立夫之事、法度のごとく切手の外猥に召使候者有之に付ては、可爲曲言事。
一、鷹師并餌さし・犬引以下、在々において賄其外非分申懸儀不可有之事。
一、宿々并在々所々において、賣かひの物猥に不可取之。此外蓑笠以下借取儀可爲曲言事。

一、在々所々に入籠、竹木伐取、樹木を掘、或猫・鶏以下取候儀有之間敷事。

一、御供之者共、侍・小者によらず、高雜言仕間敷事。
一、夜中下々、たいまつとし、家廻之道具取候儀可爲曲言事。

一、不依自國他國、臺所廻りわ役人之外入籠候儀有之間敷候事。

一、御鷹野供に相越候下々、田畠ふみあらし、并稻にう引ちらし候儀有間敷候事。

一、船渡において、船頭・百姓已下に至迄、猥にちやうちやくいたし候儀、可爲曲言事。

右御法度之條數書顯相渡候。若此趣相背、猥之輩於有之は、誰々によらず相改可致言上旨被仰出候。此外或かぶきもの共徒黨を立候儀、或致辻切族於聞出は、御昵近之衆御家中之者によらず、急度致穿鑿可申上由御定候。組面々私に意趣遺恨を以無筋儀就申懸は、可爲越度旨被仰出候條、可被得其意者也。

慶長十七年十月十七日

奥村河内守榮明

篠原出羽守一孝
横山山城守長知

- 大屋 理右衛門殿
- 林 李左衛門殿
- 中山 九郎兵衛殿
- 竹川 三郎兵衛殿
- 澤田 九郎左衛門殿
- 市橋次郎右衛門殿
- 飯島 久右衛門殿
- 南村 十左衛門殿
- 黒瀬 武左衛門殿
- 萩原 助太夫殿
- 井内 四郎右衛門殿

七八 諸公事之儀御定

新 追 加

一、在々百姓・町人出入雖在之、其代官給人公事場へ出候儀令停止候事。